

7. 個別避難計画概要

近年多発している災害では、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。災害対策基本法が令和3年5月に一部改正され、避難に支援が必要な方々の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。西中島地域では淀川区役所と連携し、災害が起こった時に一人でも多くの命を救うため、個別避難計画の作成を進めています。

7-1. 個別避難計画

災害が発生した時に、要援護者一人ひとりに対しての避難を支援することができる様、要援護者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載したものです。平常時では、作成した個別避難計画をもとに避難の支援方法について考えることや、避難訓練を実施する等で活用します。

ただし、避難を支援する方による災害時の避難支援を必ずしも保障するものではありません。

7-2. 要援護者

災害発生時にひとりでは安全な場所に避難することが困難な方々を要援護者としています。

1. 介護が必要な方

要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立Ⅱ以上の方

2. 日常生活に支援が必要な方

身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、
視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、
肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級

3. 医療装置が常に必要な方

医療機器等への依存が高い高齢者

7-3. 要援護者名簿

大阪市が把握している淀川区内の要援護者のうち、区役所からお住いの地域の方への個人情報提供について本人同意が得られた約4,000人（令和5年3月末現在）が記載された名簿のことです。

地域・区役所などで共有することで、日頃は見守り活動に役立てることや、災害に備えての個別避難計画の作成をはじめとした、避難支援の取組みのために活用します。

7-4. 個別避難計画

1. 個別避難計画（表面）（13ページ）
2. 個別避難計画（裏面）（14ページ）

個別避難計画					作成年月日	年	月	日
地 域		町会エリア		作成者				
フリガナ			◆性 別					
◆氏 名			◆生年月日 (年齢)	年	月	日	生	歳
◆住 所								
◆連 絡 先	自宅		携帯		FAX			
	メールアドレス							
◆避難等支援を 必要とする理由								
◆避難の手助けをする方（避難支援等実施者）①								
フリガナ								
氏 名	(団体名及び代表者でも可)							
住 所・所在								
連 絡 先								
避難の手助けをする方（避難支援等実施者）②								
フリガナ								
氏 名	(団体名及び代表者でも可)							
住 所・所在								
連 絡 先								
緊急時の連絡先①								
フリガナ					本人との 関係			
氏 名								
住 所								
連 絡 先	自宅		携帯		FAX			
緊急時の連絡先②								
フリガナ					本人との 関係			
氏 名								
住 所								
連 絡 先	自宅		携帯		FAX			
連絡時の配慮事 項								
医 療 機 器								
治療中の病気 又は障がい名								
※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。 また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。 ◆印の9カ所(裏面含む)は、記入必須の法定項目です。								

世帯状況			河川氾濫	浸水深		メートル	川
家族構成、同居状況等			津波	浸水深		メートル	
			高潮	浸水深		メートル	
建築時期	年	構造	木造・非木造（鉄筋等）				
			☐ 戸別住宅 ☐ 集合住宅（ 階建ての 階）				
普段いる部屋			寝室の位置				
救急カプセル	☐ あり ☐ なし		緊急通報システム ☐ あり ☐ なし				
使用薬							
かかりつけ医	医療機関名				電話		
	医療機関名				電話		
福祉サービス事業所等	事業所名				電話		
ケアマネージャー	氏名				電話		
特記事項							
◆避難場所							
一時避難場所				広域避難場所			
災害時避難所				津波避難ビル			
◆避難経路・注意点							
移動時に必要な配慮事項							
避難生活における配慮事項							
記載情報を淀川区役所、淀川消防署、淀川警察署、淀川区社会福祉協議会等関係機関や避難支援等実施者に提供することに同意します。							
						年 月 日	氏名

8. 在宅避難

西中島避難所の飲料水、保存食糧などの備蓄物資、防災用具や救急用品の数量は限定的ですので、**自宅が焼失したり全半壊しない限り、自宅で避難生活を勧めます。**

自宅が被害を受けて生活が出来ない場合は、一旦**町会の一時避難所**に集合してから、**西中島避難所**に移動してください。

ただし、**津波**若しくは**大津波警報**が発表されている場合は、**津波避難ビル**に避難してください。

4ページのフローチャートをご参照下さい。

各町会の一時避難所は西中島地域防災マップ（28ページ）及び29ページから41ページの町会地図に掲載しています。

9. 西中島地域災害対策本部の設置・西中島避難所の開設

災害発生時、西中島災害避難所のある西中島小学校に、西中島災害対策本部が設置され、西中島避難所が開設されます。

西中島小学校の校門の鍵は、西中島連合振興町会会長、西中島地域活動協議会会長、総務隊長、防災リーダー隊長の4名が保有していますが、災害時に速やかに駆けつけられないことを想定して、青少年指導員代表・副代表、体育厚生協会会長、7丁目在住の青少年指導員と民生委員の5名が保有していて、上記4名に代わって西中島災害対策本部を設置し、西中島避難所を開設します。

16ページのフローチャートをご参照下さい。

10. 水害発生時の津波避難ビル

自宅が水害の危険が迫ってきた場合、西中島避難所に移動するのは危険ですので、最寄りの津波避難ビルに避難してください。

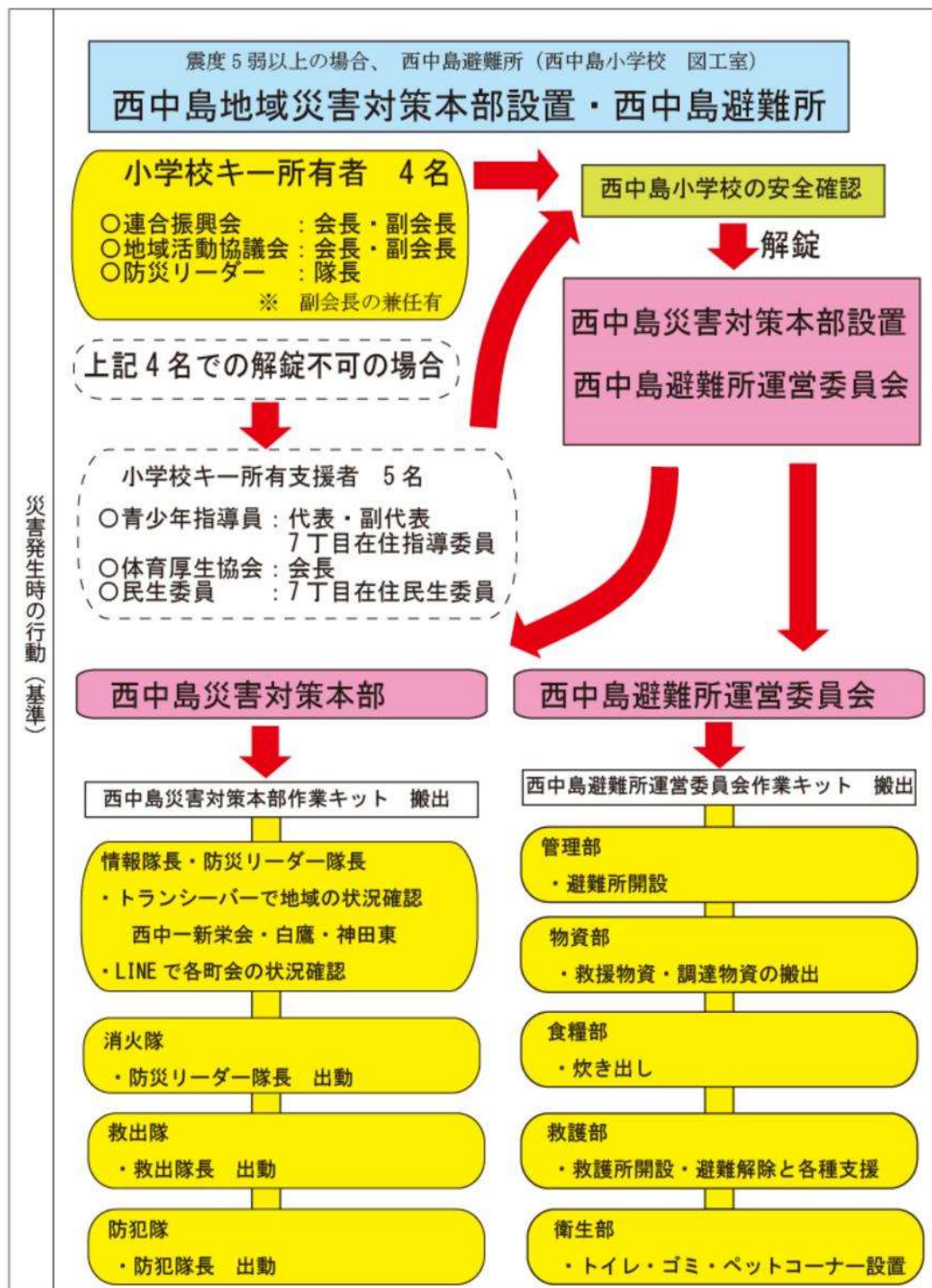
そのため、日頃から自宅の近くの津波避難ビルを事前に調べておいてください。

18ページのフローチャートをご参照下さい。

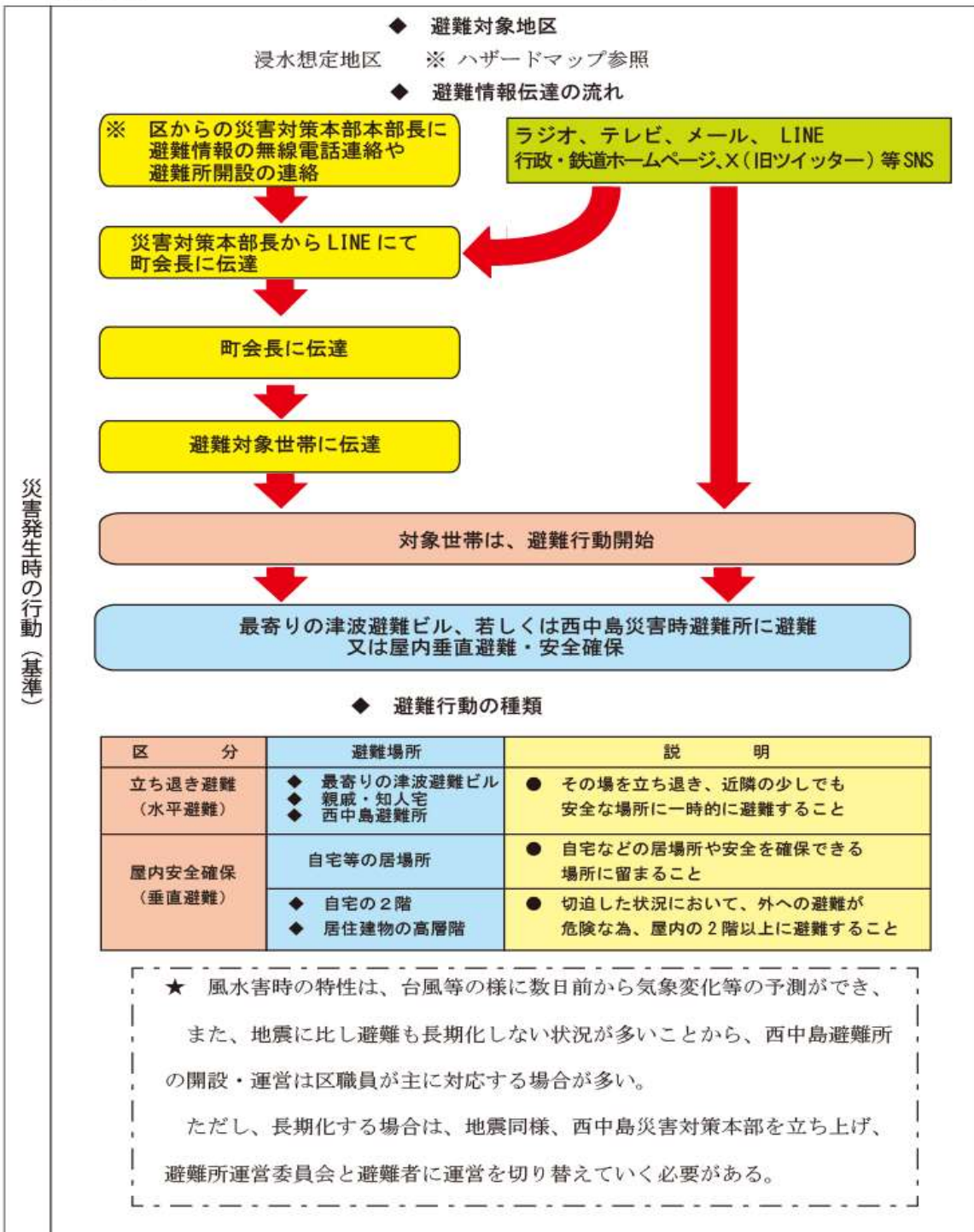
津波避難ビルは西中島地域防災マップ（28ページ）、及び29ページから41ページの各町会地図に掲載しています。

【災害発生時の行動】

■ 災害対策本部設置・避難所開設



■ 風水害時



津波避難ビルは西中島地域防災マップ（28 ページ）、及び 29 ページから 41 ページの各町会図面に掲載しています。

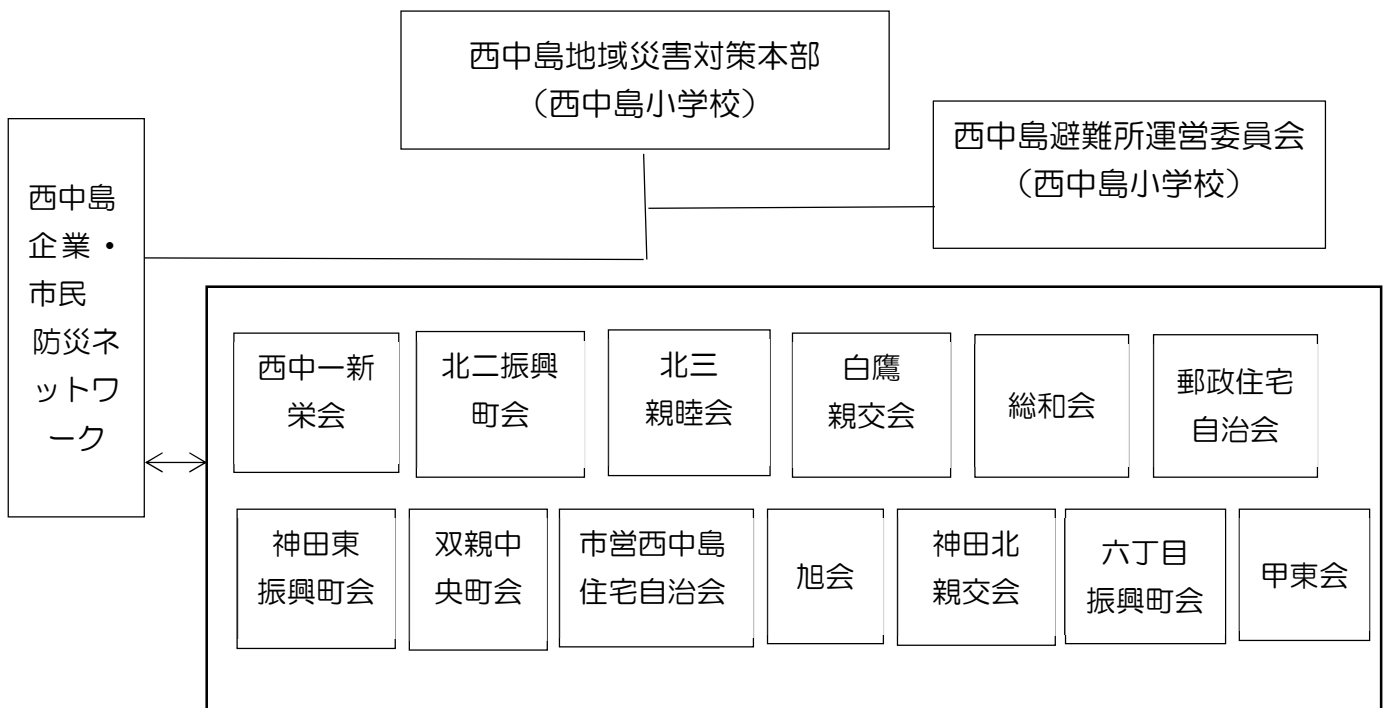
■ 風水害時タイムライン

時間軸	気象現象・避難情報	西中島災害対策本部の活動
-72H -48H -24H -12H	○台風の進路予報 ◇大雨注意報、洪水注意報 ◇大雨警報、洪水警報	●ハザードマップによる地域の危険個所の把握 ●情報収集（テレビ、インターネットなど） ●早めに災害に備えるよう周知を図る ●連絡体制の確保（町会・班長・住民） ・町会長から班長等への連絡 ・町会災害対策組織の連絡 ・土嚢等の準備 ●避難行動要援護者への対応 ・町会長を通じた要支援者への声かけ、避難の意思確認 ●西中島災害対策本部の役員参集 ●西中島災害時避難所の開設準備 ・住民の受入れ準備 ・区から災害対策本部長あての避難情報の入電
-6H	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	台風最接近及び避難が必要な状況が夜間・早朝に予想される場合は暗くなる前に避難情報を発表 ●町会長への呼びかけ ・近所への声かけや避難 ・近所の行動を確認 ●お手伝いが必要な方の避難の支援 ●西中島避難所の運営 ・区職員、学校と連携し、避難者への対応及び受入れ等 ・無線電話による情報共有 ●近隣の安否確認 ・近所の相互確認 ・最寄りの津波避難ビルへの避難 ・各家の避難状況の確認 ●西中島災害対策本部による避難の判断や避難誘導
-2H -1H 0H	【警戒レベル4】 全員避難 ◇大雨特別警報 【警戒レベル5】 災害発生情報	※気象情報、避難情報に関する発表等のタイミングについては、事象によって異なります
	気象情報・避難情報解除後	●町会避難所、西中島避難所の閉鎖 ・要援護者の支援 ●町内の巡回 ・被害箇所の確認 ・区への報告 ●災害対応の意見聴取、地域防災計画の修正

1 1. 地域自主防災組織（西中島地域災害対策本部組織）

1 1－1. 西中島地域における自主防災組織運営の要領

大規模災害発生に対しては、以下のような自主防災対策を組み、住民と企業・事業所が連携し、自助・共助・公助の役割分担に基づき、大規模災害への対応を行います。



西中島地域における自主防災組織運営体制

1 1－2. 防災リーダー

各町会から原則として2名ずつ防災リーダーを選出して、西中島地域として組織します。防災リーダー組織では情報班、初期消火班、救出救護班、給食給水班の5班で構成し、西中島地域災害対策本部の各隊と西中島避難所運営委員会の各部の従事者として活動します。

1 1－3. 各町会本部の防災組織

各町会役員は、災害発生後、指定の集合場所へ集合し、本部体制を立ちあげます。

各町会本部の防災組織	
本部長	各町会地域の安全と安心を最優先として全体の総括・指揮を行う
副本部長	本部長を補佐するとともに、本部長不在の際は、本部長に代わり全体の指揮をとる
安否確認班長	町会員の戸別安否確認、要救出者把握を行い、その結果を伝令班長の協力を得て、災害対策本部総務隊長及び避難所委員会管理総務部副部長（情報・連絡担当）に報告をする
消火班長	防火水槽、消火器などを活用し、火災の初期消火を行う。また、火災の発生状況を、伝令班長の協力を得て、災害対策本部消火隊長に報告する
救命班長	町会の備蓄資機材を活用し、マンション・家屋における閉じこめなどの救出・救助を行う。また、マンション・家屋における閉じこめなどの被災発生状況について、伝令班長の協力を得て、災害対策本部救出隊長に報告する
伝令班長	災害対策本部情報連絡隊長と協力し、町会の被災状況や支援の必要な資機材等の情報連絡と情報入手を行い、本部長に報告する
誘導班長	発災時の町会の集合場所への誘導、町会員の点呼、そこから災害避難場所（西中島小学校）への安全な誘導を行う。また、伝令班長と協力し、避難誘導状況を避難所委員会管理総務部副部長（情報・連絡担当）に報告する
訓練実行委員	防災訓練実行委員会に参加する町会員

1 1－4. 西中島地域災害対策本部組織（以下、災害対策本部と略す）

本部役員は、災害発生後、西中島小学校図工室へ集合し、災害対策本部を設置します。

西中島地域災害対策本部組織	
本部長	西中島地域の安全と安心を最優先として全体の総括・指揮を行う
副本部長	本部長を補佐（区対策本部・消防署・警察との連絡、マスコミ対応）するとともに、本部長不在の際は、本部長に代わり全体の指揮をとる
情報隊長	総務隊及び各町会本部の伝令班長と連携して、各町会本部の情報連絡と集約・記録を行う
総務隊長	本部部員の防災対応活動の企画・運営・管理を行う。また、その他の隊に属しない事項を扱う
防犯隊長	西中島企業・市民防災ネットワークと協力して、地域の不審者見回り、警備、避難行動要支援者への対応を行う
消火隊長	各町会本部の消火班と協力し、西中島地域内の火災発生・家屋の倒壊状況などの被災状況を把握し、消火活動を行う
救出隊長	防災備蓄資機材の管理を行うとともに、各町会本部の安否確認班と協力し、マンションや家屋の損壊により閉じ込められた住民の救出を行う

1 1－5. 西中島避難所運営委員会（以下、避難所委員会と略す）

避難所運営委員会の委員は、災害発生後、西中島小学校図工室へ集合し、避難所運営委員会を設置します。ただし、南海トラフ地震などによる津波発生や大規模水害の発生の恐れがある場合は、災害対策本部と連携し、避難所開設に向けた参集の時間を別途設定します。

西中島避難所運営委員会		
委員長		西中島避難所の運営総括と指揮を行う
副委員長		委員長を補佐（区対策本部・消防署・警察との連絡、マスコミ対応）するとともに、委員長不在の際は、委員長に代わり全体の指揮をとる。
管理部	部長	避難者に対して受付を行うとともに、その名簿管理、安否確認、そして情報収集・提供を行う。また、給食室、居室等の配置、入居者の指定と誘導、施設管理・入居者情報（健康状況・要支援も含む）を収集し、委員長に報告する
	副部長	避難所運営に関する以下の事項について、他部の防災対応活動と連携しつつ部長を補佐する ・情報連絡・食糧・救護・衛生・物資
食糧部	部長	避難者に対して、炊き出し、飲料の提供、配給、食材等の衛生管理を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
救護部	部長	医療従事者と協力し、救護所の開設、けが人・病人の救護措置への協力、避難行動要支援者に対して介護支援を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
衛生部	部長	避難所内のトイレ（汚物処理）、ごみ、ペットコーナーなどの衛生管理を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
物資部	部長	救援物資・調達物資の集約及び避難者への配給を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う

1 1－6. 西中島災害避難所配置図（23 ページ）

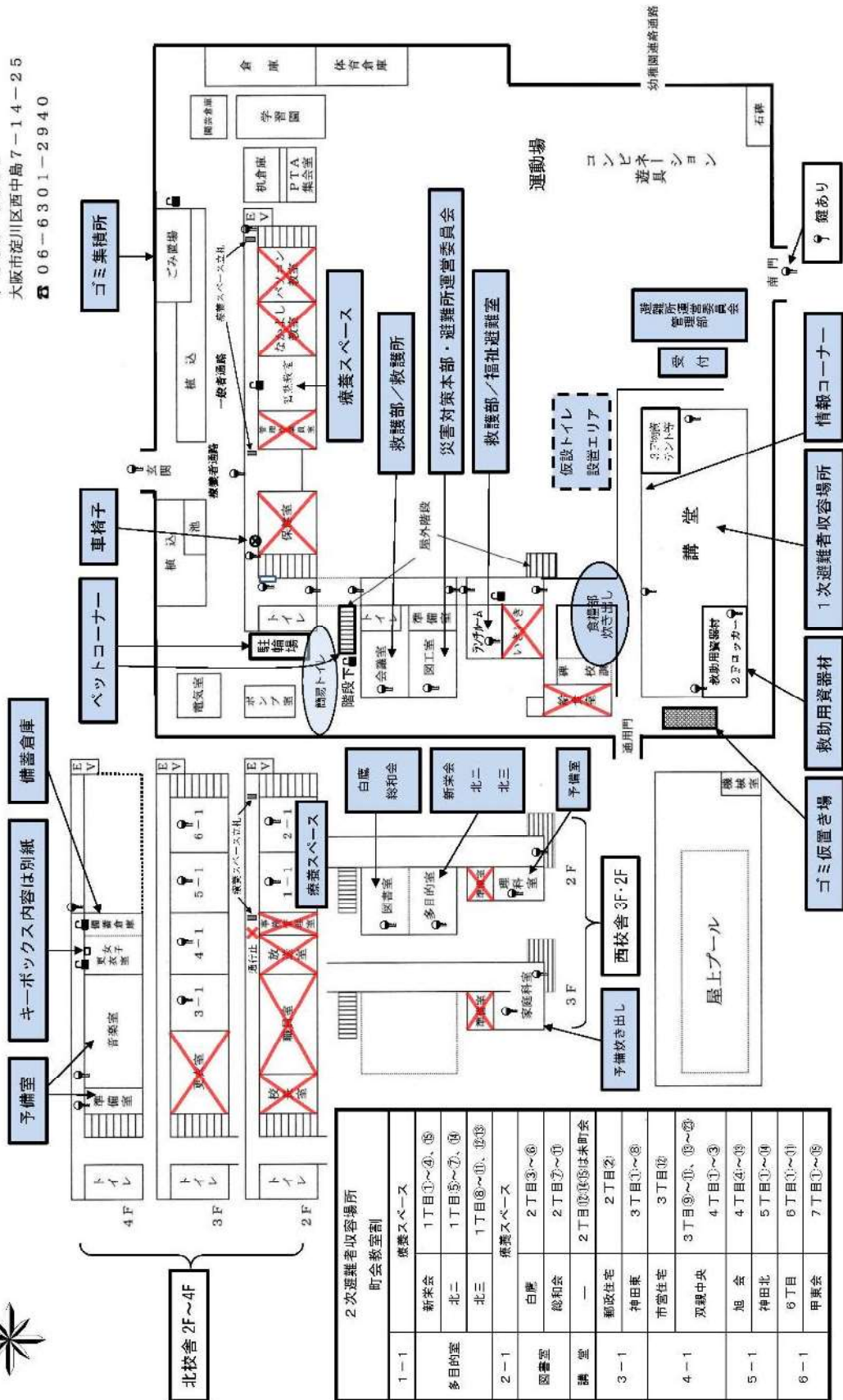
1 1－7. 西中島災害避難所配置図 1 階詳細図（24 ページ）

西中島災害避難所で設置される西中島災害対策本部と西中島避難所運営委員会の配置を示されています。

令和5年度(2023) 西中島小学校 災害時避難所配置図

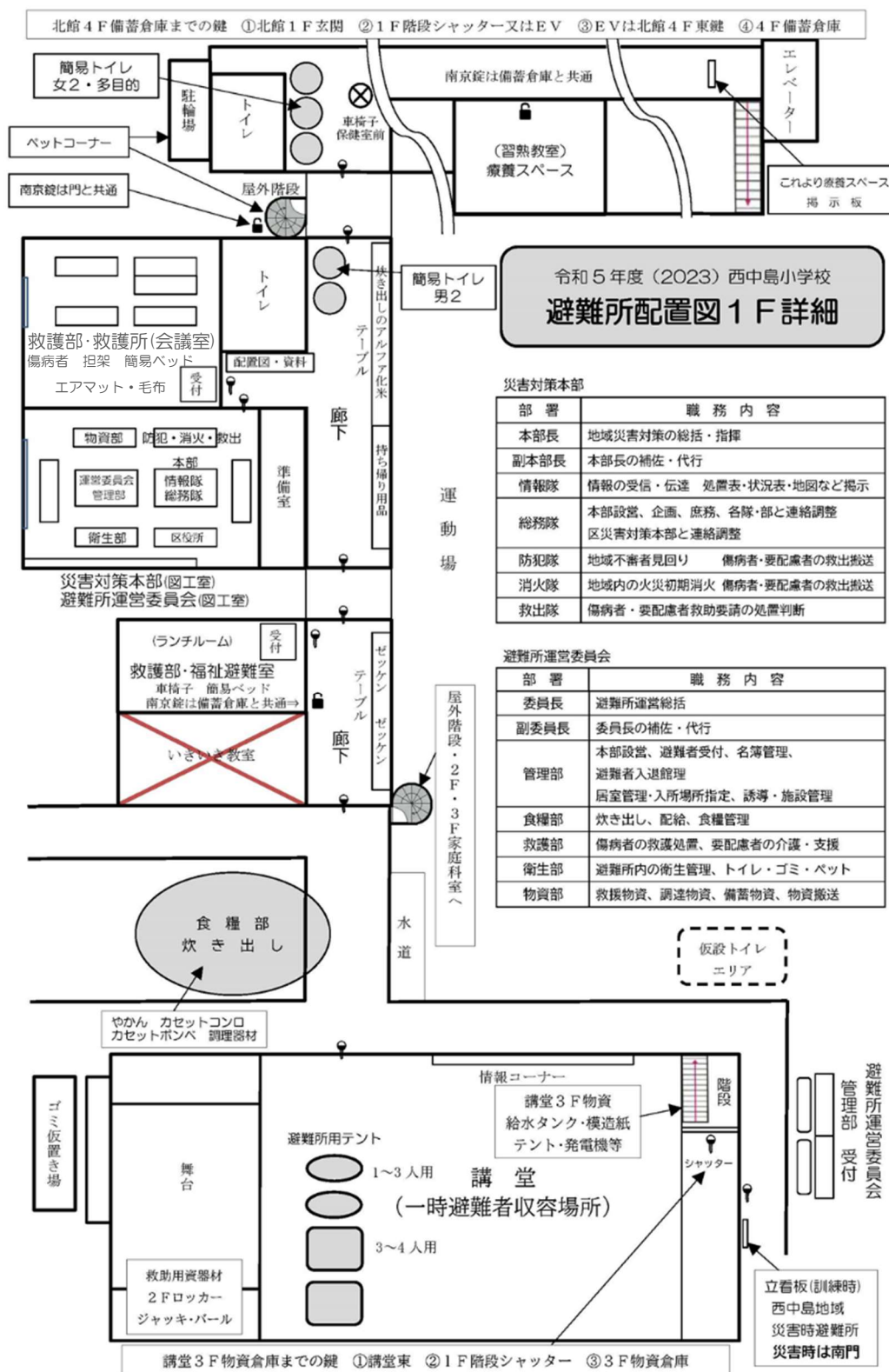
 避難所使用箇所
 使用できない箇所

〒532-0011
 大阪府淀川区西中島7-14-25
 ☎06-6301-2940



2次避難者収容場所 町会教室割	
1-1	新栄会 1丁目①~④、⑮
多目的室	北二 1丁目⑤~⑦、⑩
	北三 1丁目⑧~⑩、⑫⑬
2-1	白鷹 2丁目③~⑥
図書室	総和会 2丁目⑦~⑪
講堂	— 2丁目⑫⑬⑭は未町会
3-1	郵政住宅 2丁目②
	神田東 3丁目①~⑧
4-1	市営住宅 3丁目⑫
	双親中央 3丁目⑨~⑪、⑬~⑮
	旭会 4丁目①~③
5-1	神田北 4丁目④~⑯
	6丁目 5丁目①~④
6-1	甲東会 6丁目①~⑪
	7丁目①~⑮

北館4F備蓄倉庫までの鍵 ①北館1F玄関 ②1F階段シャッター又はEV ③EVは北館4F東鍵 ④4F備蓄倉庫 / 講堂3F物資倉庫までの鍵 ①講堂東 ②1F階段シャッター ③3F物資倉庫



災害対策本部と避難所運営委員会が図工室に設置されていますが、実際、避難所が開設され、運営が始まると、避難所の情報を得るためにも、避難所運営委員会は講堂など実際の避難者と一緒に場所での運営する可能性があります。

12. 帰宅困難者対策

新大阪駅周辺地区には、東海道新幹線・山陽新幹線・JR 東海道線・JR おおさか線・大阪メトロ御堂筋線・阪急京都線が走行しており、災害発生時には交通機関が運行を停止することにより、地区外からの来訪者は交通機関を利用したの帰宅が出来ず、また所属する事業所や学校等も行き場のない人々、いわゆる大規模の帰宅困難者が駅周辺に滞留する事態が見込まれます。そのため、行政関係者、鉄道関係者、当地区の企業、西中島地域活動協議会を含めた地域団体が新大阪駅周辺地域帰宅困難者対策協議会を設立して、帰宅困難者のための対応を協議しています。

災害発生時、平日の午後 1 時頃には地区外からの外部来訪者約 7 千人、及び企業の従業員や学生約 6 万人の帰宅困難者の滞留が想定されます。

新大阪駅周辺地域帰宅困難者対策協議会としては企業の従業員や学生には、新大阪駅周辺が混乱し、二次災害等が発生しない様に、事業所・学校等では自施設内で留まる様に「一斉帰宅の抑制」を推奨しています。

区災害対策本部より「情報提供拠点」の開設依頼があった場合に、「情報提供拠点」を立ち上げ、適切な避難誘導情報や、帰宅行動に関する情報を提供します。また、新大阪駅周辺に多数の屋外滞留者が発生し、公共交通機関の運行が見込めない場合に区災害対策本部より協力施設への開設依頼を行い、「一時滞在スペース」を開設します。

一時滞在スペース開設後は、情報提供拠点でも一時滞在スペースの情報を帰宅困難者に提供します。

情報提供拠点 （下記 2 カ所 次ページ地図参照）

- 大阪府立東淀川高等学校 （確定）
- 大阪市立青少年センター （候補）

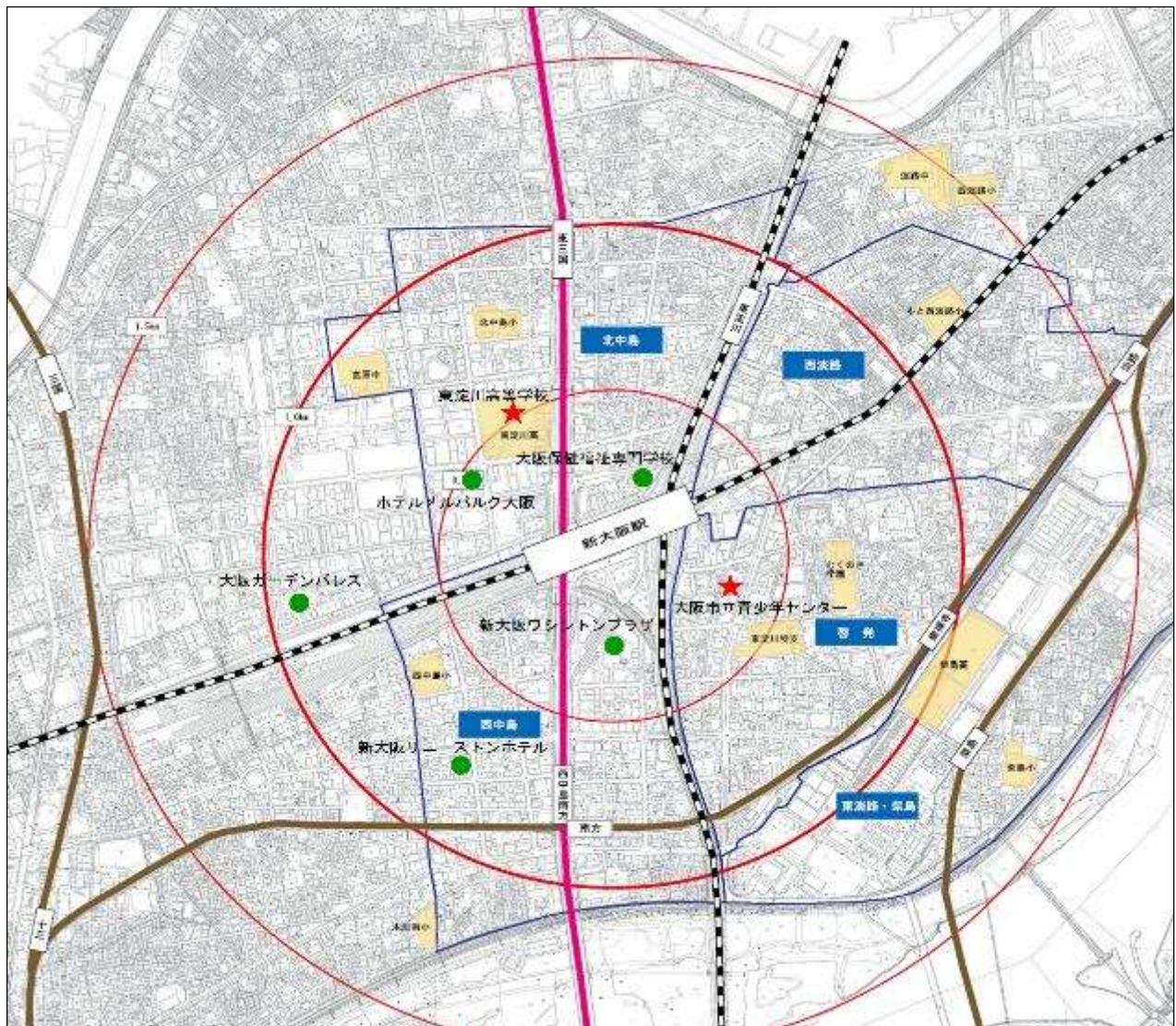
一時滞在スペース （下記 6 カ所）

- 大阪保健福祉専門学校 （候補）
- 大阪府立東淀川高等学校 （候補）
- 新大阪ワシントンホテルプラザ （候補）
- 大阪市立青少年センター （候補）
- 新大阪サニーストーンホテル （候補）
- 大阪ガーデンパレスホテル （確定）

備蓄品保管場所（下記 2 カ所）

- 大阪府立東淀川高等学校
- 大阪ガーデンパレスホテル

[情報提供拠点及び一時滞在スペースの位置図]



凡例：★／情報提供拠点（兼 一時滞在スペース） ●／一時滞在スペース

13. 西中島地域の防災に関する地図

- 西中島地域防災マップ (28ページ)

被災しても自宅が焼失・全壊しなかった場合は在宅避難しますが、自宅避難が困難な場合は図示している町会の一時的避難所に集合して西中島災害避難所へ向かう図示の主経路を図示しています。木造家屋が多く火災が広がりやすい地域を赤の枠線で図示しています。

水害や津波の際、最寄りの縦方向の避難が必要な津波避難ビルを図示して最下段の表に列挙しています。

- 各町会地図

以下各町会毎の一時的避難場所と、その町会若しくは隣接する町会の津波避難ビルを表示しています。

1. 西中一新栄会 (29ページ)
2. 北二振興町会 (30ページ)
3. 北三親睦会 (31ページ)
4. 白鷹親交会 (32ページ)
5. 総和会 (33ページ)
6. 郵政住宅自治会 (34ページ)
7. 神田東振興町会 (35ページ)
8. 双親中央町会 (36ページ)
9. 市営住宅自治会 (37ページ)
10. 旭会 (38ページ)
11. 神田北親交会 (39ページ)
12. 六丁目振興町会 (40ページ)
13. 甲東会 (41ページ)